

第2章

推進の柱2

身近な地域で支援が届く

仕組みづくり

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	
<柱 2-1> 見守り・早期発見の仕組みづくり	
2-1-1	見守りの輪を広げる
2-1-2	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める
<柱 2-2> 地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実	
2-2-1	地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める
2-2-2	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める
<柱 2-3> 身近な地域における権利擁護の推進	
2-3-1	関係機関等と連携した権利擁護の推進
2-3-2	成年後見人等への支援の促進
<柱 2-4> 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実	
2-4-1	地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進
<柱 2-5> 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり	
2-5-1	必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

◆重点項目〈柱2-1〉

見守り・早期発見の仕組みづくり

現状と課題

見守り活動の推進

- ◆各区計画・地区別計画による取組をはじめ、災害時要援護者支援等を通じて、地域主体の見守り活動が進められています。
- ◆地域には社会的孤立や生活困窮、いわゆる「ごみ屋敷」など、既存の制度だけでは解決が困難な問題があります。こうした課題を含めて、地域に潜在化している生活課題は多く、早期に発見し、対応していくことが重要です。
- ◆これまでの取組を生かしながら地域主体の見守り活動をさらに推進するとともに、事業者による緩やかな見守りと合わせ、地域での気づきの目を広げていくことが求められています。
- ◆認知症やロコモティブシンドローム*等、徐々に機能が低下することへの受け止めが困難な人の早期把握が求められています。

気づきをつなぐ体制づくり

- ◆地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として地域ケアプラザの整備が進められ、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野においても相談窓口や支援体制が充実してきています。
- ◆住民による活動と支援機関等による専門的なサポートを組み合わせることで、困りごとを抱えた人を早期に発見し、対応する体制ができるよう、住民・住民組織と支援機関等がお互いの情報を適切に取り扱い、共有する取組を広げていくことが必要です。

* ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉などの運動器の障害や移動能力を低下させてしまい要介護になる危険の高い状態をいいます。

柱2-1-1	柱2-1-2
見守りの輪を広げる	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

目指す姿

- ◇個人情報などを正しく理解し、適正かつ効果的に活用し、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野にとらわれないう見守り体制の構築に向けた仕組みづくりが進んでいます。
- ◇どこに相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。
- ◇生活課題が複合化・深刻化する前の段階で、早期に発見され、適切な支援につながっています。

コラム 災害時要援護者支援の取組

災害による被害を減らすには、日頃からの備え（自助）と地域での助けあい（共助）が欠かせません。高齢者や障害者など、特に地震等災害発生時に、自力で避難することが困難な方々（災害時要援護者といいます。）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの要援護者との関係づくりや地域での声かけ・見守りなどが重要です。

災害時要援護者支援の取組は、対象者を把握することから始まります。横浜市では、地域のこうした取組を支援するため、行政が保有する情報をもとに、特に避難行動が困難だと考えられる方々の名簿を作成し、個人情報の取扱いなどを定めた協定を締結いただいた自治会・町内会などに、この名簿を提供しています。

現在、地域により様々な方法で行われていますが、主に3種類の方式があります。

同意方式	区役所から自主防災組織等に、「名簿提供について 同意した 対象者の名簿」を提供する方式
情報共有方式	区役所から自主防災組織等に、「名簿提供に対し 拒否の意思表示をしなかった 対象者の名簿」を提供する方式
手上げ方式	地域で災害時要援護者名簿への登録について周知し、 自ら登録を希望する人 を募ることにより名簿を作成する方式

地域における災害に備えた日頃の取組として、要援護者を把握したら、あいさつや見守りなどを通した顔の見える関係づくりや、地域の支え合いの輪に要援護者自身にも入っていただくための働きかけなど、日ごろの活動を進めていくことが大切です。

- ◆重点項目〈柱2-1〉
見守り・早期発見の仕組みづくり

〈柱2-1-1〉

見守りの輪を広げる

地域で困りごとを抱えている人を早期に発見するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野や対象者にとらわれない見守り体制や、見守りの意識を広げるための取組を進めます。

主な取組

広報・啓発

- 家族や近所の人など周囲の人の変化に気づき、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に伝えるためのPRの実施（市）
- 困りごとを抱えている人に気づき、支援につなげる相談窓口（関係機関）の周知（市）
- 困ったときに自ら声を上げやすい環境を作るため、日頃から地域とつながることの大切さやメリットについて、SNSや回覧、お祭り等の行事をはじめ、様々な媒体や機会を利用した周知（市）

様々な主体との連携促進

- 日ごろの活動を通して地域住民等の変化に気づく意識を広めるための、企業、商店、施設、NPO等との連携の推進（市）
- 支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め、必要な支援につなげるための、地域や関係機関・学校・企業等のネットワーク構築の推進（市）
- 住民・住民組織と企業、商店、施設等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と情報発信（市社協）
- 集約した事例やノウハウの活用による見守り協力企業等と区社協をつなぐ支援（市社協）

見守りの仕組みづくり、実践への支援

- 要介護者マップ等の手法の運用支援を通じた見守り活動の拡充（市社協）
- 災害時要介護者支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動へのさらなる支援（市・市社協）
- 徘徊する可能性がある高齢者や障害者の見守り支援に向けた市域の連携による仕組みづくり（市・市社協）
- 障害者等当事者への理解と見守りを広げていくための取組の検討（市・市社協）
- 地域のサロンや配食活動等の見守り機能の充実に向けた、区社協、地域ケアプラザへの先駆的事例の情報提供（市社協）
- 住民の立場で見守り活動に協力するサポーターの養成（市社協）

参加の場づくり

- 日頃から地域とつながるため、地域の中で気軽に参加しやすい場づくり（市）
- 困りごとを抱えている人が地域にいることを知り、受け入れる意識づくり（市）

コラム ひとり暮らし高齢者等の把握と地域における見守り活動等へのつなぎ

高齢化や核家族化に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増えてきています。ひとり暮らし高齢者は、地域との関わりが希薄になって孤立しやすい、ケガや病気になった場合に頼れる先がないなど、地域で安心して暮らすうえでの課題を抱えている方も多くいらっしゃいます。こうした方に対しては、民生委員・児童委員や地域包括支援センター（地域ケアプラザ）が状況を把握し、相談に乗ったり、地域における見守り活動につなげたりして支援しています。一方で、プライバシーの尊重や、防犯意識の高まりなど、ご近所同士のつながりが薄くなったことで、課題を抱えた方の把握が難しくなっています。そこで横浜市では、行政が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を民生委員や地域包括支援センター（地域ケアプラザ）に提供し、ひとり暮らし高齢者等の状況把握が進むよう支援しています。

支援を必要とするひとり暮らし高齢者を把握したときは、状況に応じて相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう、民生委員・児童委員、地域包括支援センター（地域ケアプラザ）、区福祉保健センターが情報共有しながら地域の実情に応じた日常的な見守りにつなげていきます。

コラム 進めています！ 困難を抱える若者への地域ぐるみでの支援

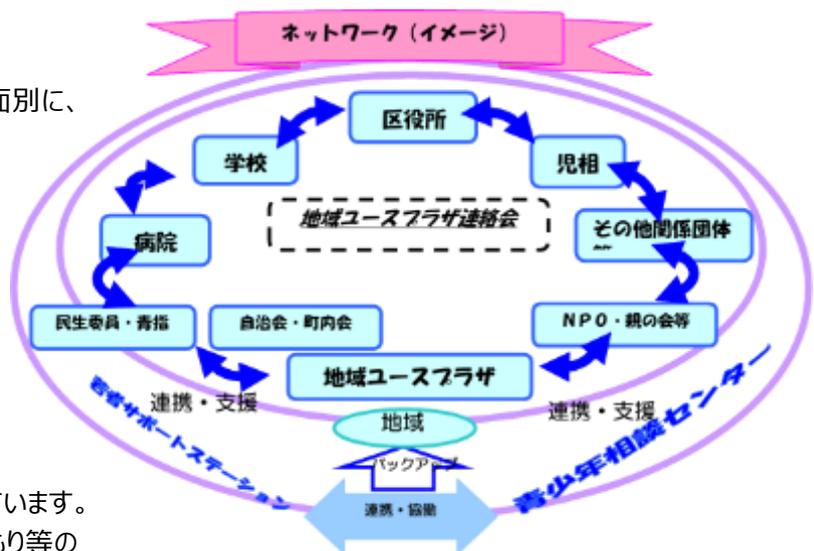
不登校や友人関係の悪化、就職活動などをきっかけに、ひきこもりや社会活動に参加できなくなっている若者がいます。こうした若者は、社会との接点が少ないため社会から孤立しがちです。

横浜市では、青少年相談センター・地域ユースプラザ・地域若者サポートステーションで、困難を抱える若者やご家族からの相談をお受けし、自立に向けた支援を行っています。

例えば、地域ユースプラザでは、方面別に、地域の若者支援に関連している関係機関や親の会などの団体でネットワークを形成し、定期的に連絡会を行っています。

連絡会では、民生委員から「地域にいるひきこもりの若者へのかかわり方」、高校の先生から「不登校から退学になりそうな学生の対応」などの事例検討や、支援機関や福祉制度についての研修などを行っています。

ネットワークの活動を通じて、ひきこもり等の困難を抱える若者への理解が深まり、地域ぐるみで支援できるよう取り組んでいます。



- ◆重点項目<柱2-1>
見守り・早期発見の仕組みづくり

<柱2-1-2>

気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくりを進める

困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。

また、支援機関や関係機関が、地域の会議等で困りごとを抱えている人の情報を共有し、必要な取組につながる仕組みづくりを進めます。

主な取組

相談・支援体制づくり

- 地域共生社会の実現に向け、地域を「丸ごと」*支える、包括的な相談・支援を推進(再掲) (市)
- 必要な人が相談等につながるよう、地域住民に支援機関につなぐ意識の浸透の推進 (市)

情報共有の仕組みづくり

- 既存のネットワーク(地区別計画の懇談会等)での、地域と関係機関との情報共有の推進(市)
- 民生委員・児童委員と地域包括支援センターによる定期的な情報共有など、各地域の状況にあわせた住民・住民組織と支援機関相互の情報共有の仕組みづくりの推進(市社協)
- 地域にある見守り活動と区社協、地域ケアプラザが連携した情報共有の仕組みの事例の集約と発信(市社協)
- 徘徊する可能性がある高齢者や障害者の見守り支援に向けた市域での連携による仕組みづくり(再掲)(市・市社協)
- 障害者の理解と見守りを広げていくためのサポーター養成の検討(市・市社協)

広報・普及啓発

- 各関係機関や福祉保健関係者等と連携した、福祉保健等の制度の周知促進(市)

*「丸ごと」については第1章5頁参照

イラストなど

コラム 自殺対策・ゲートキーパーの紹介

「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことはありますか？

ゲートキーパーとは、家族や友人など身近な人のいつもと違う様子に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要に応じて専門家や相談窓口につなぎ、見守る人のことです。

健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な社会的要因により、心理的に追い込まれた末に「自殺」に至ることがあり、それは、「誰にでも起こりうる危機」です。

国内の自殺者数は、平成28年でも依然として2万人を超え、また、横浜市でも550人と一日1人以上の方が自殺で亡くなっています。

そうした状況に早めに気づき、身近な人が「ゲートキーパー」になっていただけるよう、横浜市では、ゲートキーパーの研修会を開催しています。これまでの受講者は、市民の方をはじめ、市職員や民生委員、相談機関の方々など累計約2万人となっています。だれもが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、引き続き、ゲートキーパーの養成を進めていきます。

ゲートキーパーの役割

気づき 家族や仲間の「いつもと違う様子」に気づく

声かけ 大切な人の変化に気づいたら、勇気を出して声をかける

傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ 早めに相談窓口に行くことを勧める

見守り 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

コラム 横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワーク

横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワークは、認知症の人を日ごろから見守り、認知症により行方不明となる人の早期発見や安全確保のために、地域の関係者や関係機関（区役所・地域ケアプラザ・警察・消防・医療機関・福祉施設・地域団体・公共交通機関・民間企業等）でつくるネットワークです。認知症の人の事前登録や行方不明時の情報提供など、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

- ▶ 行方不明になった際、家族からの連絡を受けて、関係機関に発見への協力を依頼します。県と連携し、市外や県外への自治体へも協力依頼ができます。
- ▶ 認知症による行方不明が心配な人は、事前登録をすることで、もしもの時に早く関係機関へ情報提供ができるほか、警察へ捜索を依頼する時に必要な情報の整理もできて安心です。

横浜市では、認知症の正しい理解を広め、地域の中で支え合う風土づくりのために、「認知症 やさしいまなざし あったかハート」をキャッチフレーズに、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを進めています。



◆重点項目 <柱2-2>

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

現状と課題

連携し支えあう仕組みづくり

- ◆計画の推進や各制度に位置づけられた取組を通じて、困りごとを抱える人を地域住民と支援機関・関係機関が連携して支援する体制が構築されてきています。
- ◆増えつつある複合的な生活課題を含め、個々の状況に応じて、日々の暮らしを総合的に切れ目なく支えていくため、これまで進めてきた連携・協働の取組をより身近な地域で、より多くの地域に広げていくことが必要です。

課題解決の仕組みの創出、事業化・施策化

- ◆高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で、区域、日常生活圏域における個別の生活課題や地域課題の共有、個別支援を検討する場ができています。
- ◆複合化・多様化する生活課題、地域課題への対応に向けて、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を超えた連携による取組が求められます。
- ◆地域住民と支援機関・関係機関の連携・協働による地域課題の共有・解決の取組について、計画推進等を通じて広がりを見せています。一方で、複数の地域で共通する課題に対して、事業化・施策化等により解決までつなげる区域や市域での取組が十分ではない状況です。
- ◆より身近な地域で地域課題の共有・解決の取組を充実するとともに、複数の圏域における共通課題解決のために事業化・施策化へつなげる体制の構築を進めることが必要です。

柱2-2-1	柱2-2-2
地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

目指す姿

- ◇身近な地域で困りごとや生活課題を受けとめ、住民・住民組織と支援機関、関係機関が地域課題を共有し、協働による課題解決への取組が広がっています。
- ◇関係機関において、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えて地域の課題を共有し、共通する地域での生活課題の解決に向けた検討や、具体的取組を行っています。
- ◇「困りごとや生活課題を支援する取組」と、「地域課題の解決に向けた取組」が連動しながら、重層的な仕組みとして機能しています。

コラム 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「なかなか仕事が見つからない」「借金や家計のやりくりで悩んでいる」等の様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、お一人おひとりの状況に応じた包括的な支援を行うためのものです。

各区の生活支援課に窓口を設け、仕事さがしや家計の立て直し、住居を喪失した方への支援、子どもの学習支援等を行っています。

また、失業、多重債務、家賃の滞納のほか、家族関係や心身の不調など、複合化・多様化している生活課題の状況に合わせ、関係機関等との連携・協働によりチームで支援に取り組んでいます。

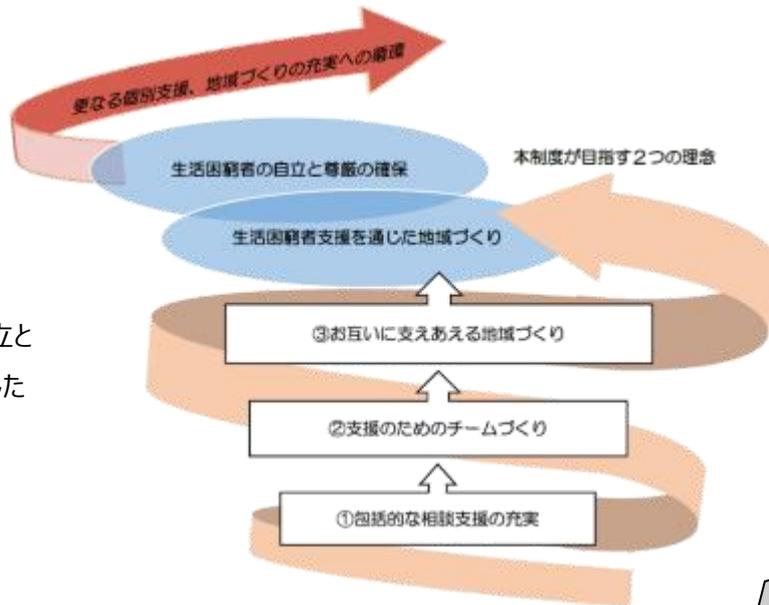
さらに、生活にお困りの方が少しでも早く相談につながることや社会参加を進めるためには、身近な地域での支えあい活動との連携が重要であり、各区においては住民主体のサロン活動や見守り活動等とのネットワークづくりを推進しています。



▶横浜市では、

- ①包括的な相談支援の充実
- ②支援のためのチームづくり
- ③お互いに支えあえる地域づくり

の3つの視点から、生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指しています。



◆重点項目〈柱2-2〉

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

〈柱2-2-1〉

地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める

困りごとや生活課題を受けとめ、支援機関、関係機関と住民等が連携して解決するため、互いの役割の理解促進と、解決に向けた体制づくり・仕組みづくりへの支援に取り組みます。

主な取組

研修等の実施

- 制度の狭間の課題に対し、行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、その専門性を生かして積極的に支援に関われる意識づくりのための研修実施（市）
- 複合的な課題や困りごとを抱えた人への支援方法に関する事例の共有（市）
- 地域住民と支援機関・関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討など重層的な支援体系について、研修や会議等を通じて区社協や地域ケアプラザにその視点が醸成され、理解が深まるよう支援（市社協）

相談・支援体制づくり

- 複合的な課題に、地域住民と関係機関が連携して対応するための包括的な相談・支援を推進（市）
- 市域における個別支援策の検討が必要な場合に、施策化・事業の見直しなど、市域の取組の検討を実施（市・市社協）
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ・支援（市社協）
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援（市・市社協）
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し（市社協）

取組の見える化

- 実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施（市社協）

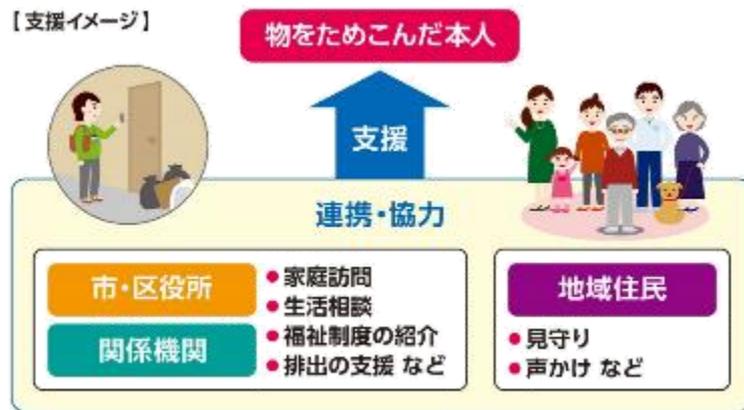
コラム いわゆる「ごみ屋敷」対策について

近年、家の内外にごみ等をため込んでしまい、悪臭や害虫を発生させるなど、本人または近隣住民の生活環境に影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題として取り上げられる機会が増えてきました。

その背景には、加齢や疾病による身体機能・判断能力の低下、経済的困窮、地域からの孤立など、様々な課題があり、超高齢化、人口減少が進行する今日の社会が抱える地域課題の一つです。

「ごみ屋敷」の根本的な解決には、ごみを撤去するだけでなく、当事者に寄り添い、福祉的な支援を通じて背景にある課題を解決することが必要です。

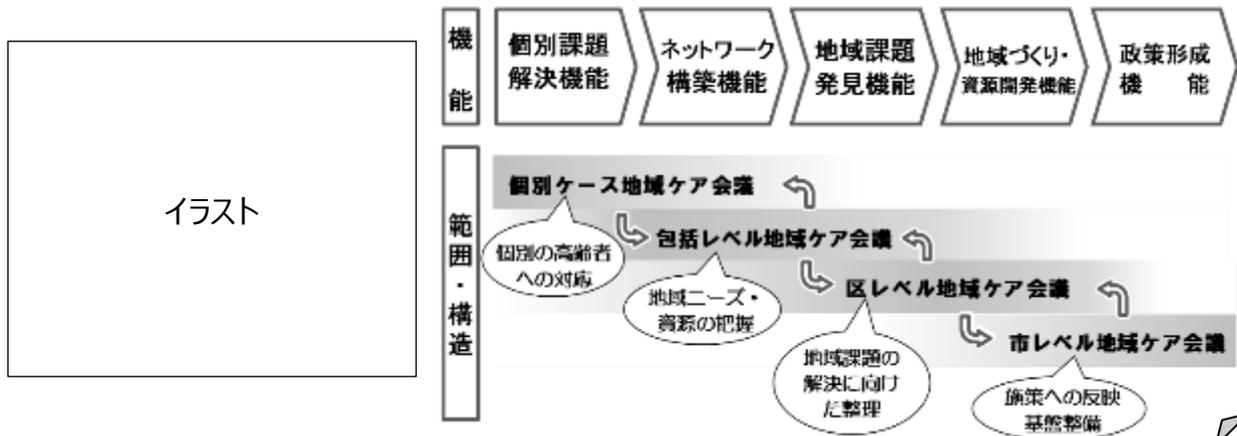
横浜市では平成28年に「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」を制定し、福祉的支援に重点を置き、市役所だけでなく、地域住民、関係機関とも連携し、取り組むことを基本方針としています。



コラム 地域ケア会議について

地域ケア会議は、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法です。

個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議が重層的に構成されており、各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、資源開発や政策形成にまでつなげていきます。また、その結果をフィードバックすることで個別支援に活かします。



◆重点項目〈柱2-2〉

地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

<柱2-2-2>

地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める

高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野から見える課題や、地域から見える課題を支援機関・関係機関と住民等で共有し、協働して課題解決を行う取組を一層推進します。

主な取組

地域課題の共有

- 高齢者、障害者、子ども・若者だけでなく、生活困窮者を含め、地域で困りごとを抱える方の課題を分野横断的に協議する場の検討（市）
- 社会的孤立や生活困窮など1～6層*の各圏域で解決に向けた検討が必要な共通の地域課題の提示（市社協）

研修等の実施

- 関係団体・関係者に対し、連携の必要性に関する意識啓発のための研修実施（市）
- 区役所・区社協・地域ケアプラザ対象の研修や連絡会議等において、「住民・住民組織と関係機関が協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり」の視点が醸成され、理解が深まるよう支援（市・市社協）

協働に向けた仕組みづくり

- 地域住民や支援機関、関係機関の協働による地域課題の解決に向けた仕組みづくり（市）
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援（再掲）（市・市社協）
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し（再掲）（市社協）

地域課題の解決に向けた取組への支援

- 市域における共通の地域課題解決へ向けた、施策化・事業の見直しの実施（市・市社協）
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ及び実践支援（再掲）（市社協）

取組の見える化

- 実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施（再掲）（市社協）

*第1章9頁「地域福祉保健計画における圏域の考え方」参照

コラム 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業

▶横浜市社協では、平成25年度から「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業（身近事業）」に取り組んでいます。この事業は、社会的に孤立し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを生かして早期に発見し、必要に応じて専門職による支援につなげ、地域住民とともに、地域の中でその人らしい居場所と役割を見出して、暮らしていけるようにすることを目的とした取組です。身近事業は「事業」という言葉が使われていますが、その本質は地域支援のアプローチの視点です。



（取組事例）

ある日、認知症の妻を介護する夫が「妻に暴力をふるってしまうことがある…自分が変わってってしまう」と涙ながらに近隣住民に告白していたことがわかった。

それを聞いた区社協は、地域ケアプラザ、行政、住民と話し合いを重ね、妻は専門サービスで対応し、夫は地域の方で支えることに。

夫の気持ちに寄り添い、「昔の仲間とリフレッシュの時間をもう」という地域からの投げかけに、夫は号泣しながらうなずき、徐々に気力を取り戻していく。

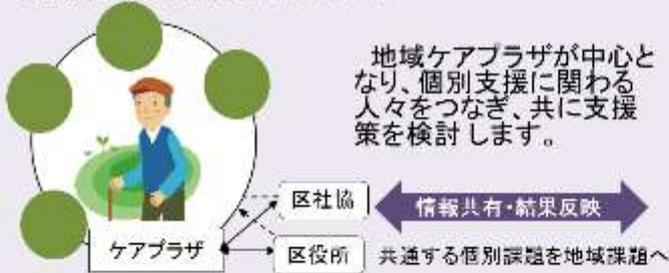
▶報告書「個別支援と地域支援の融合」

に本事業の事例を複数掲載。横浜市社協ホームページからダウンロード可能。

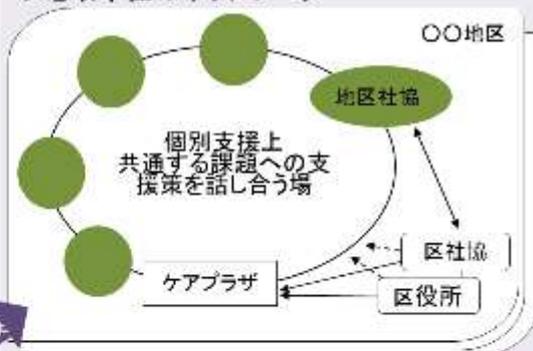
<http://www.yokohamashakyo.jp/chiiki-dukuri.html>

コラム 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実

◆個別支援のためのネットワーク



◆地域単位のネットワーク



各地区に共通する地域課題を区の施策へ

◆区域



・地区連合町内会（3層）や、日常生活圏域（4層）において、共通する個別課題を地域課題と捉えて、支援策を話し合います。

・個別支援から把握した地域課題を区内の地域ケアプラザや他機関・団体等とて共有し、区の課題と捉え支援策を話し合います。

個別支援のためのネットワークで見出した共通する個別課題を、地域課題と捉えて支援策を検討しつつ、区における「地域の基盤づくり」や「区の施策検討」にもつなげます。その結果、より質の高い個別支援ができるようになることを目指します。



◆重点項目 <柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

現状と課題

権利擁護

- ◆高齢者を狙った悪徳商法や障害者に対する財産搾取、虐待など、重大な権利侵害の事例が増加しています。少子高齢化、単身世帯の増加等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増加しています。

成年後見制度

- ◆制度に対する広報等も多く行われていますが、制度理解が十分に進んでいないのが現状です。
- ◆制度利用の面からみると、障害者の利用が進んでいない状況です。

市民後見人養成・活動支援事業

- ◆横浜市では平成24年度より、市民後見人の養成を開始し、平成28年度末で26名の方が市民後見人として活動をしています。（コラム「横浜市における市民後見人とは」参照）

その他の課題

- ◆新たな課題として、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「身元保証（保証問題）」や「死後事務」等があります。そのような課題に、個人では対応することが困難な方へ、新たな支援手法を構築していく必要があります。

柱2-3-1	柱2-3-2
関係機関等と連携した権利擁護の推進	成年後見人等への支援の推進

目指す姿

- ◇成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度が必要な方の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができています。
- ◇国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関*の設置など、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されています。

*中核機関：相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担うものです。

コラム 成年後見制度とは

▶ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方は、財産の管理や、健康や生活状況の維持向上のために介護などのサービスや施設への入所・病院への入院に関する契約を結んだりする必要があっても、自分で判断することが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約や、本来不必要な契約であっても、契約をしてしまうなど、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対し、法的な権限を持って支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うこととなります。

▶ 法定後見制度

本人や四親等内の親族等が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が本人の援助にあたり適切な方を選任し、本人の支援をする制度です。本人の判断能力の状況によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所が決定します。

▶ 任意後見制度

将来判断能力が低下してしまった時の備えとして判断能力が十分なうちに、あらかじめ自分が選んだ代理の方（任意後見人）と契約によって支援の内容を約束しておく制度です。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、区役所、区社協、地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等で、パンフレット（右）を配布していますので、ご相談ください。

また、弁護士等の専門職団体等でもご相談を受けつけています。



◆重点項目〈柱2-3〉

身近な地域における権利擁護の推進

〈柱2-3-1〉

関係機関等と連携した権利擁護の推進

成年後見制度等の権利擁護を必要とする人が早期に発見され相談対応をしていくため、必要な広報等を各専門職団体・関係機関等と連携し実施します。また、制度を活用するにあたり、必要な制度・体制を整備します。さらに、自己決定の支援のために必要な取組を進めます。

主な取組

広報

- 成年後見制度等の権利擁護に関する制度について、各専門職団体・関係機関と連携し、支援者等に対する広報を推進（市・市社協）
- 対象者等にあわせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成（市・市社協）

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 横浜型の中核機関及び地域連携ネットワークについて、他分野の会議体等を踏まえた体制の整備を検討（市・市社協）

申立て支援

- 成年後見制度利用支援事業について、本人及び親族申立ての際の、申立て費用の助成の検討（市）

権利擁護に関する取組

- 自己決定の支援のために、エンディングノートやあんしんノート等の取組の推進（市・市社協）
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援、関係機関との連携等、区域の権利擁護事業推進に係る支援の実施（市社協）
- 障害者後見的支援制度などの、当事者を中心とした見守りネットワークの構築・拡充（市社協）

コラム 障害者後見的支援制度

横浜市障害者後見的支援制度は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしてため、横浜独自の制度として平成22年10月からスタートしました。

18歳以上の障害のある人が居住区の後見的支援室に登録して利用します。

▶後見的支援室では

- ①本人や家族から、本人の生い立ちや現在の生活の様子、家族が生活の中で配慮していること、将来の希望・不安などを伺い、本人や家族の想いに寄り添いながらこれからの暮らしを一緒に考えています。
- ②本人と日常つながりのある人を確認しながら、地域の方たちに「あんしんキーパー」として協力いただき、本人の暮らしを支えるネットワークづくりに取り組んでいます。

▶主な役割

- ・「あんしんキーパー」身近なところでさりげなく本人を見守る。
- ・「あんしんサポーター」日中活動の場や暮らしの場など、本人のところへ定期的に訪問する。
- ・「あんしんマネジャー」本人が望む暮らしをどのように支えていくかを考え、その暮らしが実現できているか定期的に確認する。
- ・「担当職員」本人や家族にこの制度を伝えたり、あんしんキーパーとして協力していただく人を増やすなど、この制度を地域に広げていく。

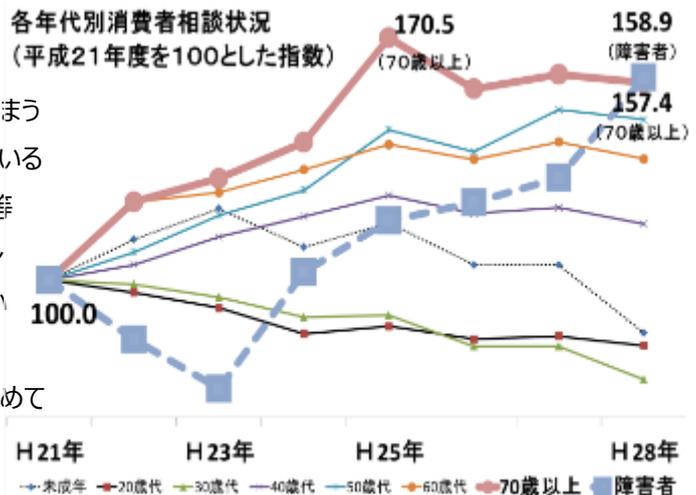


コラム 高齢者や障害者に対する消費者被害を地域で防ぐ

横浜市消費生活センターでは、近年高齢者や障害者からの相談が急増しています。

また、誰にも相談できず次々と被害にあってしまうケースもあります。ご本人が消費者被害にあっていることに気付かない場合や、具体的な相談内容等としては、「知らぬ間に高額請求がきた」「クーリングオフについて知りたい」などの相談が多くなっています。

地域の中で、消費者被害に関する知識を深めてもらえるよう、消費生活推進員などが情報発信や出前講座を行っています。



◆重点項目<柱2-3>

身近な地域における権利擁護の推進

<柱2-3-2>

成年後見人等への支援の推進

成年後見人等として活動している親族、専門職、法人後見実施団体、市民後見人等からの相談に応じられるよう、専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。

また、市民後見人、法人後見の実施団体等の育成及び支援等を実施し、成年後見制度を必要とする人に対し、適切な後見人等候補者を選択できるよう取組を進めます。

主な取組

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 成年後見人等からの相談を受ける中核機関及び地域連携ネットワークについて、高齢者、障害者、子ども・若者等、様々な分野の会議体等を踏まえた、体制の整備を検討・実施（市・市社協）
- 成年後見人として活動している親族後見人等へ支援をする体制づくりの検討（市・市社協）

後見人の養成・支援

- 地域の権利擁護を担う市民後見人の養成・活動支援・受任促進（市・市社協）
- 法人後見を担う団体への支援（市・市社協）

コラム 法人後見支援事業

▶よこはま法人後見連絡会

法人後見の様々な受け皿を見出していく事を目指し、平成26年度から市内で活動する法人後見実施団体に参加を呼びかけ、情報交換や共通課題の協議の場を設けています。

▶成年後見制度利用促進に関するアンケート実施から、法人後見取組検討会開催まで

平成26年度から27年度に実施した制度利用促進アンケートの結果から、障害のある方の制度利用促進には、①障害当事者及び関係機関の制度への理解が不十分、②障害理解のある後見人等候補者の確保が必要という大きな2つの課題が把握されました。

課題①への取組としては、啓発用パンフレット

「障害のある方のご家族、支援者向け ご存じですか成年後見制度」を平成28年度に作成し、家族会や支援者へ説明を行っています。

課題②については、「法人による後見人等受任」に対する高い関心を受け、平成29年度より具体的な法人後見の実施や取組検討の場として「法人後見取組検討会」を障害福祉施設等の運営法人へ参加を呼びかけて平成30年1月に設置しました。検討会では現在、法人後見の実施に関する様々な可能性について議論を進めています。



コラム 市民後見人養成・活動支援事業

横浜市では平成24年3月に、『横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書～地域における権利擁護推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～』の中で、市民後見人の定義を定めています。

▶市民後見人とは

- ① 地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって被後見人を見守り、支える役割を担う。
- ② 被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉を推進する。
- ③ 成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、横浜市養成課程の修了と所定の登録を必須とする。

市民後見の担い手を養成するため、横浜市市民後見人養成課程を行っています。養成課程では、専門知識や後見人としての倫理などの座学とあわせて、市社協の法人後見受任ケースへの同行などの実務実習も行っています。平成30年6月からは、第4期の養成課程を実施しています。

養成課程を修了し、横浜市市民後見人バンクに登録した方(以下、バンク登録者)が市民後見人として活動しています。

	第1期	第2期	第3期
実施年度	平成24～25年度	平成26～27年度	平成28年度
対象区	西区・緑区・青葉区 ※モデル区として実施	第1期での対象区以外の15区	鶴見区・西区・港南区・金沢区・栄区・泉区・瀬谷区 ※募集開始時点でバンク登録者の少ない区を対象
修了者数	44人	39人	12人

バンク登録者数	71人
市民後見人受任者数(終了者含む)	30人

市民後見人受任者およびバンク登録者に対しては、区役所や区社協と連携して、以下のような支援を行っています。

▶市民後見受任者への支援

- ・日常的な相談対応
- ・家庭裁判所への提出書類等確認
- ・受任者連絡会の実施
- ・受任者定期面談の実施

▶バンク登録者への支援

- ・サポートネットへの参加
- ・自主勉強会実施の支援
- ・全体研修の実施
- ・バンク登録者定期面談の実施

◆重点項目 <柱2-4>

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

現状と課題

つながりづくりや連携を通じた健康づくり

- ◆健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動については、第3期区計画、地区別計画にも多く取り入れられています。住民主体の介護予防や健康づくり活動をきっかけとしたつながりづくりが身近な地域で進められ、社会参加の機会や生きがいづくりに発展している取組も多く見られます。
- ◆健康づくり関連の取組に関心が低く、健康づくりの取組等に参加していない層をはじめとした、予防への働きかけの工夫が課題となっています。
- ◆うつ病等、こころの病のある方は増加傾向にあり、自分の問題としてこころの健康の保持増進に努めていくよう啓発することが必要です。
- ◆健やかな生活を維持していくためには、予防の視点が大切であること、また、健康づくりは世代を問わず参加しやすいことから、引き続き健康づくりの取組を進めていく必要があります。

柱2-4-1

地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進

目指す姿

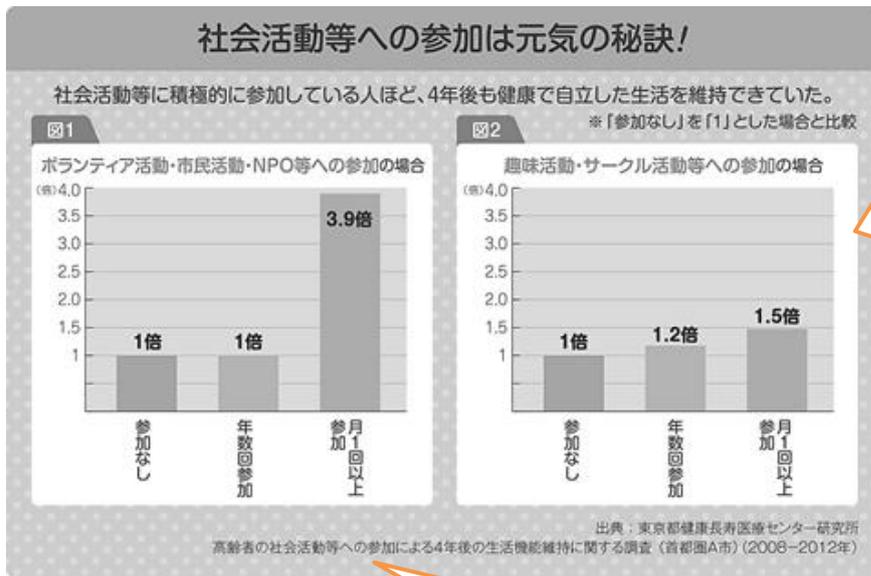
- ◇「自分が健康と感じている」という市民が増加しています。
- ◇健康寿命の延伸に向けた地域主体の取組が広がっています。
- ◇健康に関心が低い層等に向けた働きかけや地域とのつながりづくりの推進により、多くの市民が身近な地域での健康づくり活動に取り組んでいます。
- ◇様々な主体による地域づくり等の取組が進み、より多くの市民が参加することで、結果として健康にもつながっています。

イラストなど

コラム ソーシャル・キャピタルについて

ソーシャル・キャピタル（Social Capital）は、「社会関係資本」とも訳されますが、人と人との「つながり」を意味し、「お互いさま」「地域の力」「住民の底力」ともあらわされます。人と人とのつながりが活発になること、つまり、ソーシャル・キャピタルが豊かであれば、住民の地域活動への参加も活発になり、地域の人間関係の豊かさと、地域活動の活性化とが好循環していきます。

また、ソーシャル・キャピタルは、健康にもよい影響を与えることが、さまざまな研究から明らかになっています。例えば、地域で開催しているサロンの参加者の健康維持だけでなく、サロンの運営に関わるボランティア自身の健康にも良い効果が出ています。



趣味やサークル活動を月1回以上楽しんでいる高齢者は、活動していない高齢者に比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が **1.5倍** 多かったという結果が出ています。



ボランティアなどの地域活動に月1回以上参加している高齢者は、参加をしていない高齢者と比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が **3.9倍** 多かったという結果が出ています。



◆重点項目〈柱2-4〉

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

〈柱2-4-1〉

地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進

全ての世代の市民が年齢や病気の有無に関わらず、それぞれの健康状態に応じて、運動や食事、睡眠等の生活習慣を整え、自分自身の健康づくりに継続して取り組めるように支援します。

また、健康づくりと地域でのつながりづくりや支えあい活動を関連させながら推進していくことで、より多くの、また幅広い層の人々に健康づくりの意識の定着をはかり、活動を広げていきます。

主な取組

身近な地域での健康づくりの推進

- 老人クラブ（シニアクラブ）や子育てサークル等と連携した健康づくり講座や、健康づくりを推進するボランティアの育成を通じた住民の生活に身近な地域での健康づくり事業の推進（市社協）
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進（市）

活動団体・活動者支援

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の健康推進に関わる地域の人々が、健康課題の変化や地域の課題に合わせて役割を担えるような情報提供や研修開催等による支援（市）
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の活動の幅がさらに広がるための地域や様々な分野の活動団体とのつながりづくりの支援（市）
- 地域での仲間づくりやつながりづくりを通じた健康づくりを定着化するための組織化支援（市・市社協）
- 幅広い世代が参加している等、活動の特徴を生かして、多世代交流事業や見守り事業につなげるよう、発展の可能性を検討し、活動を支援（市・市社協）

取組の見える化

- 地域での取組や庁内連携での取組等、活動の参考となるような具体的な取組事例の紹介（市）

広報・啓発

- 乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに合わせた病気の予防的視点を持って、運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣を整えていけるよう、働き世代には、企業等との連携、子どもと養育者には、地域子育て支援拠点や教育機関等との連携による周知（市）
- 疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診等の定期的な受診の勧奨（市）
- 様々な分野の活動者に向けた、人や地域とのつながりと健康づくりの考え方の広報（市）
- 企業や社会福祉法人等への働きかけなど、多様な方法での幅広い市民に向けた健康づくりの浸透（市）
- こころの健康について、症状が深刻化する前の段階での見守りや受診行動につながるような地域での理解促

進、セルフケアの推進、自殺対策など、必要な取組が進むよう市民に向けた広報(市)

コラム 元気づくりステーション

▶ 元気づくりステーションとは

地域の中で介護予防・健康づくりに取り組むグループ活動であり、体操、筋トレ（ハマトレ等）、ウォーキング、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善など様々な活動を行っています。自治会町内会館、団地集会場、公園、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など、歩いて行ける身近な場所で、主体的・継続的に活動しています。

元気づくりステーションに人が集うことで、地域の仲間の輪が広がります。区役所保健師等が活動の立ち上げや継続のためのお手伝いをしています。また、加齢に伴い、たとえ虚弱になっても通い続けることができるよう、リハビリテーション専門職と連携し、プログラムの工夫等の提案も行っています。

平成30年3月9日現在 279グループが活動しています。



コラム よこはまウォーキングポイントの活用事例

よこはまウォーキングポイント事業は身近なエリアの商店街や地域ケアプラザに歩数を読み込むリーダーが設置され、単に歩くだけでなく、外出の機会や地域におけるつながりづくりなど、コミュニケーションのツールとしても利用されています。

地域で活動する保健活動推進員や食生活等改善推進員等の方々がこの事業を積極的に市民に促し、地域への浸透に貢献してきました。特に、保健活動推進員は「ウォーキングによる健康づくり」をテーマに掲げ、地域で体力測定会や正しい姿勢の歩き方の講座などにも取り組み、歩数計を持つだけでなく、ウォーキングを楽しく、継続し、健康づくりに役立ててもらおうよう工夫しています。

「働き・子育て世代（成人期）」の健康づくりでは、運動をはじめとした生活習慣の改善が課題となっています。ウォーキングポイント事業は仕事をしている人も取り組めるよう、事業所単位での参加ができる仕組みとなっています。歩数計を持つことをきっかけにコミュニケーションが活発になるなど健康づくりに取り組む動機付けに役立っています。従業員の健康づくりに取り組む企業等が増え、活気ができることで、住んでいる人も街も元気になります。



◆重点項目〈柱2-5〉

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

現状と課題

施策の推進

- ◆市計画の推進を通じて、支援が届く仕組みづくりに向けた事業を実施してきており、各区で地域に合わせた見守り体制・支援体制づくりが行われています。
- ◆これまでの取組から見てきた課題や必要事項を整理し、情報の活用方法や適切な取り扱いの周知、参考となる事例やノウハウの提供、事業の見直し検討、個別課題から地域課題への確な支援につながる仕組みづくり等を進めていく必要があります。

柱2-5-1

必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

目指す姿

- ◇住民と関係機関が事業の実施を通じて協働の経験を積み重ね、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野・対象を問わず困りごとを抱えた人を早期に発見する取組が充実しています。
- ◇個人情報正しい理解のもと、適正かつ効果的に活用され、必要な見守り・支えあい活動が活発に実施されています。

イラストなど

コラム 個人情報保護法改正

平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行されました。

これまで、法律の適用対象は、5,000 件を超える個人情報を取り扱う事業者に限定されていましたが、法改正により、取り扱う個人情報の数にかかわらず名簿等を取り扱っている事業者には個人情報保護法が適用されます（営利・非営利を問わないため、自治会町内会、地区社協、NPO 法人なども対象になります。）。

個人情報保護法は、個人情報の「保護」と「利活用」のバランスを図るための法律です。ルールに従って適切に取り扱っていれば特に問題はありますが、この機会に、個人情報の取扱いについて、ルールを確認することが必要です。

1 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること。

2 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。

3 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること。

4 「要配慮個人情報」※は、本人の同意を得て取得すること。

※個人情報のうち、「人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等」のこと。

5 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。

6 取得した個人情報は安全に管理すること。

7 苦情の申し出に対応すること。

横浜市市民局市民情報課のウェブページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/>

個人情報保護委員会のウェブページ <http://www.ppc.go.jp/personal/contact/>

◆重点項目〈柱2-5〉

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

〈柱2-5-1〉

必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

身近な地域で困難を抱えている人に必要な支援が届く体制を構築するため、事業や施策等を推進します。

主な取組

仕組みづくり

- 事業・施策を活用した、見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働（市）
- 地域活動者等が安心して活動できるために、地域を「丸ごと」*支える包括的な相談・支援を推進（市）
- 行政等から地域に提供される情報を地域支援に活用していく手法の提示(市社協)
- 実践を通じた地域支援や地域における個別支援のノウハウの集約と提示（市社協）

実践事例・データの整理と提供

- 実践事例、根拠法令、国等の検討状況など実践に生かせる情報が取得できるポータルサイトの検討・実施（市社協）

取組の見える化、情報提供

- 地域の会議や取組を活用した、情報交換や課題解決に向けた話し合いや役割の確認が円滑に行える機会づくりについて、地域と支援機関が検討するための先行事例の情報提供（市）

個人情報の取り扱い周知

- 地域活動における個人情報の正しい理解、取り扱い方及び活用の周知（市・市社協）

*「丸ごと」については第1章5頁参照

コラム 個人情報の取扱いについて

法改正を受け、横浜市では、会員名簿の作成や地域での要援護者の把握を例に、個人情報保護法に沿った取扱いについて説明する「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」を作成しました。この手引は、地域で活動する皆様にご活用いただいています。

個人情報の保護は必要ですが、過度の対応は、地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助けあいなどに支障をきたします。個人情報は、適正な管理を行うとともに、いざという時のため、有効に活用することが必要です。